

平成 26 年度事業報告 概要

(1) リフレッシュ運動の実施

職員の健康保持増進及び業務能率と利用者サービスの向上を図るとともに、労働時間を短縮し、職員のゆとりと活力ある生活の実現に資するため、平成 22 年 8 月 1 日からリフレッシュ運動を実施している。

- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 会議の効率的運営
- ・ 事務事業の簡素・効率化の推進
- ・ 執務環境の整備
- ・ 年次休暇の計画的使用の促進

(2) キャリアパス導入への取り組み

① 導入の目的

介護職員が将来展望を持って、現在の職場で働き続けられるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるキャリアパスに関する仕組みを、介護の職場へ導入・普及を図ることにより、長期的な人材の確保・定着を推進する。

また、介護報酬改定を踏まえた介護職員に対する適切な処遇改善を推進する。

② 要件等整備

要件等整備の指針となる「キャリアパスに関する要件等整備要綱」を策定し、この要綱に沿って、新たに級別資格基準表、昇格基準表の整備及び職務手当、資格手当等の支給について規定するなど給与規程の改正を行い、平成 23 年 4 月 1 日からキャリアパスを導入している。

(3) 規則・規程の一部改正等

① 給与規程の一部改正

給食センターの開設に当たり、給食センターには、給食センター所長の下に次長を、次長の下に給食業務主任を置き、職務手当を支給することとし、職務手当支給対象職務及び支給額を追加するため、所要の改正をした。

また、平成 24 年度に改正された社会福祉士及び介護福祉士法により介護職員の喫煙吸引等の行為が制度化され、当該行為が必須となる特別養護

老人ホームにおいては、「認定特定行為業務従事者認定証」を保有しなければ、喀痰吸引等の実施が認められないとされており、入居者の介護度が重度化していく中で、認定特定行為業務従事者の業務が重要となることから、資格手当の対象資格に追加するとともに、その他総体的に資格手当の支給額を見直しすることとし、所要の改正を行った。

さらに、処遇改善を推進するための一項目として、本部事務局で職員の通勤の実態を調査した結果、遠距離から通勤している職員がおり、負担になっている職員がいることを踏まえ、他職員との均衡及び本人負担の軽減を図るため、通勤手当の月額支給額上限の片道25キロメートル以上の支給額を見直し、規程の一部を改正した。

② 就業規則の一部改正

給食センターの開設に伴い、法人が設置する施設に給食センターを追加するほか、職員の種類に管理栄養士を追加し、また、始業・終業・休憩時間について規定している第35条の別表に給食センターを追加するため、所要の改正を行った。

また、事業所ごとに業務の見直しを実施した結果、勤務時間及び休憩時間の変更が必要になったことから、職員の始業・終業・休憩時間について規定している第35条の別表について所要の改正をした。

さらに、近年、これまでの試用期間よりも短縮される傾向にあり、試用期間を短縮することによって、求人への応募者数の増加が期待できることから、試用期間を見直しすることとし、所要の改正を行った。

③ 経理規程の一部改正

給食センター新規開設に伴い、社会福祉事業区分、三和園・茜拠点区分にサービス区分として含めることから、つがる三和会給食センターサービス区分を追加するため、所要の改正をした。

また、第12章の契約について、契約機関及び契約書の作成を省略することができる場合の規定を見直し、所要の改正を行った。

④ 準職員就業規則の一部改正

近年、介護ニーズが増大するなかで、人材確保が非常に厳しい状況にあり、長期的にこれら介護人材の安定的確保及び定着を図るため、また、介護職員に対する適切な処遇改善を推進する観点から、準職員から「正規職員への転換」を新たに規定することとし、所要の改正を行った。

⑤ パート職員就業規則の一部改正

最低賃金の上昇や弘前公共職業安定所管内の求人賃金の実態を調査した結果を踏まえ、さらに今後の介護人材の安定的確保を図り、介護報酬改定を踏まえた介護職員に対する適切な処遇改善を推進する観点から、時間給の見直しをすることとし、また、看護師及び准看護師を追加するため、所要の改正を行った。

⑥ 公印取扱規程の一部改正

給食センターの事業開始に伴い、つがる三和会給食センター所長の印及び銀行印を別表に追加するため、所要の改正を行った。

⑦ 給食センター設置規程の制定

給食センター新規開設に伴い、新たに給食センター設置規程として制定した。

(4) 青森県指導監査

平成26年11月10日に法人本部を対象に、11月11日にはケアハウスいたや荘を対象に、その運営状況等について県の指導監査が実施された。

また、同時に、11月10日に特別養護老人ホーム三和園、11月11日には特別養護老人ホーム白神荘を対象に、県の実地指導が実施された。

監査の結果、次のとおり是正・改善を要する指摘事項があった。

法人本部については、運営管理面において、次のような指摘事項があった。

監事監査において、直近の不動産登記事項証明書（登記簿謄本）を供さずに受験しているため、必ず直近の不動産登記事項証明書（登記簿謄本）を供して受験するようにとの指摘を受け、この件については、今後の監事監査の時に、必ず直近の不動産登記事項証明書（登記簿謄本）を準備して受験することとしている。

また、経理面では、財務諸表・会計処理等について、拠点区分間の繰入金収入・支出及びサービス区分間の繰入金収入・支出を内部取引消去していないことから、法人全体の資金収支計算書の収入及び支出の額が過大に表記され、財務状況が正しく表記されていないので、拠点区分間の繰入金及びサービス区分間の繰入金等内部取引は相殺し、また、法人全体の財務状況を明らかにして、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開に資するという社会福祉法人会計基準の考え方にに基づき、平成26年度決算の事業活動計算書に前年度決算で内部取引消去を行わなかったこと及びその額について脚注表記するようにとの指摘を受け、この件に関しては、今後、県の指

摘どおりに改善することとしている。

ケアハウスいたや荘については、処遇の面において、次のような指摘事項があった。

預り金についてであり、入所者預り金管理規程に基づき、本人等による金銭の出納については、金銭出納簿に記入し、本人等の捺印又は拇印をもらって承諾を得るようにとの指摘を受け、この件に関しては、今後、県の指摘どおりに改善することとしている。

また、運営管理面では、高齢者虐待防止法を勘案し、管理規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を規定するようにとの指摘を受け、この件に関しては、平成27年4月の介護保険制度の改正に伴い、虐待防止に関する事項を盛り込んだ運営規程見直しの準備を進め、いたや荘を含む法人全体の運営規程の改正案を平成27年3月の理事会に提案し、承認を得て、県の指摘どおり改善した。

経理面では、2項目の指摘事項があった。

一つは減価償却についてであり、資産の減価償却額に誤りがあり、いずれも減価償却額が過少となっており、期末帳簿価額が過大となっていることから、5件の誤りについて、平成26年度決算において、減価償却額の加算修正をするようにとの指摘を受け、この件に関しては、県の指摘どおりに修正した。

二つ目は、国庫補助金等特別積立金についてであり、新会計基準への移行に伴って、移行前の国庫補助金等特別積立金取崩し分の10%（残存価額に相当）について、積立金として積立直しの処理をすべきところ、行っていないので、平成26年度決算において、平成25年度分も含めた国庫補助金等特別積立金の積立直しの移行処理を行うよう指摘を受け、この件についても、県の指摘どおり改善した。

なお、特別養護老人ホーム三和園及び白神荘の現地指導については、指摘事項はなかった。

(5) 社会福祉法人つがる三和会給食センター新築工事竣工式

平成26年8月28日午前11時から、社会福祉法人つがる三和会給食センター1階調理室において、本法人及び工事関係者等28名の出席のもと、熊野宮の林雪子宮司を斎主にお迎えし、社会福祉法人つがる三和会給食センター新築工事竣工式（神事・直会）を挙行了した。

また、9月1日には、東奥日報に落成広告を掲出した。

(6) 日本年金機構弘前年金事務所実地調査

厚生年金保険法第100条第1項及び健康保険法第198条第1項に基

づき、平成26年10月31日に、厚生年金保険及び健康保険被保険者の資格、報酬等について、日本年金機構弘前年金事務所の実地調査が実施された。

調査の結果、特に大きな指摘事項はなかったが、処遇改善手当の5月支給分について改善を求められたほか、平成26年9月1日改正の資格手当増額に伴う変更手続き等について指導があった。

(7) 社会福祉法人つがる三和会経営改善計画の策定

これからは、従来の「施設管理」から「法人経営」へという新たな時代における経営戦略を視野に入れた取り組みを行っていくことが必要であります。

法人の経営基盤の強化、職員処遇改善、人材育成及び能力開発の推進、経営の透明性の確保などに関する取り組みを推進し、社会福祉法人としての社会的責任を果たしていくため、平成26年7月に「社会福祉法人つがる三和会経営改善計画」を策定しました。

計画期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間としている。

(8) 陸上自衛隊隊内生活体験に参加

法人外研修及び職場外研修の一環として、平成26年4月の新卒採用職員を対象に、自衛隊隊内生活体験に参加させることが内部決定されたことを受けて、早速自衛隊担当部署を通じて依頼し、実施が決まった研修であり、平成26年6月23日、24日の2日間、弘前駐屯地において実施された陸上自衛隊隊内生活体験に、新卒採用職員6名が参加した。

(9) 事務処理の適正化に係る内部検査点検の実施

平成25年11月・12月に実施された青森県監査委員監査において、出張命令書の不適正な事務処理について指摘を受けたことから、その他の事務についても、事務専決代決規程の決裁区分に従って適正に事務処理が行われているかどうか、法人本部のチェック機能を果たすため、平成26年7月に、各施設から関係書類の提出を求めて内部検査点検を実施した。

平成24年度・25年度の出張命令書及び起案文書を対象に検査点検をした結果、出張命令書については、決裁区分に誤りが多く、起案文書については、決裁権限者の決裁を受けていないケースがあったことから、今後、このような事務処理がないように決裁区分の確認を慎重に行うとともに、事務の執行に当たっては、適正を期すよう指導を行った。

(10) 事務施行の適正化に係る内部事務監査の実施

事務・文書管理規程第3条の規定に基づき、平成26年9月、不定期に施設を巡回し、事務の執行状況について監査を実施した。

事務監査の結果、平成26年7月に実施した内部検査点検の際と同様に、出張命令書の決裁区分を誤っているケースが確認されたことから、再度、今後の事務の執行に適正を期すよう指導を行った。

(参考)

職員の状況 平成27年4月1日現在 399名